

プレミアム商品券

10月1日に予定されている消費税率の引き上げにより、家計に与える影響を緩和し、地域の消費を支えるために、筑西市プレミアム商品券を発行します。

購入できる人

対象者① 住民税非課税者分

令和元年度の住民税が非課税の人
※住民税が課税されている人に扶養されている人と生活保護の受給者を除く。

対象者② 子育て世帯分

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯（対象の子どもがいる世帯は人数分）の世帯主。

申請から使用まで

1 申請する 非課税者のみ

- 対象者①に該当すると思われる人に課税課から申請書を送付します。
- 申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送してください。

※昨年中の所得を申告していない人には案内が送付されませんので、申告をお願いします。

申請期間

令和元年7月25日(木)～11月30日(土) ※消印有効
※子育て世帯分については申請は不要です。

2 商品券の購入引換券が届く

審査終了後に、9月下旬から順次、購入引換券を送付します。

非課税者分

申請書記載の住所に購入引換券が届きます。

子育て世帯分

住民票記載の住所に世帯主宛で購入引換券が届きます。

3 商品券を購入する

購入引換券と身分を証明するものを持参し、市内の郵便局で購入してください。

購入期間 10月1日(火)～令和2年2月28日(金)

使用期間 10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

問 商工振興課（本庁3階） ☎54-7011

歳末援護金配付事業

歳末たすけあい運動の一環として、年末に配付している援護金の対象基準と申請方法、申込期間が、下記のとおり変更となりました(表中赤字が変更箇所)。

1. 対象となる人（10月1日時点で市内在住の人）

対象区分	対象基準	申請方法と提出書類
ひとり暮らし高齢者	単一家屋に単身で生活し、 満75歳以上の人 ※敷地内に配偶者や子どもなどが生活している場合は対象外。	【民生委員調査】初めて配分を希望する人は担当地区の民生委員又は社協まで。
ねたきり高齢者	・65歳以上で6か月以上伏臥している人 ・常時介護を必要とし、家族の介護を受けている人	【民生委員調査】
要援護世帯	社会的援護が必要と認められる世帯	【民生委員調査】
身体障害者	身体障害者手帳1級保持者	【民生委員調査】平成30年度に民生委員から配分を受けた人は申請不要。
知的障害者	療育手帳A・A保持者	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級保持者	【自己申請】障害者手帳又はそのコピー※
母子・父子世帯	非課税世帯で18歳未満の子を養育している世帯 ※母と子、父と子のみの世帯	【自己申請】 ①非課税証明書 ②住民票謄本

※①今年度初めて配分を希望する人②平成30年度の配分後に転居した人③平成30年度に申請していない人

2. 対象にならない人

施設に入所している人（グループホームやケアハウスなども含む）、入院している人、生活保護世帯

3. 申請期間

10月1日(火)～10月31日(木)の平日

8時30分～17時15分まで

※社会福祉協議会本所のみ土・日曜日も受け付けします。

申・問	社会福祉協議会	本所	☎22-5191
	社会福祉協議会	関城支所	☎20-3310
	社会福祉協議会	明野支所	☎52-1381
	社会福祉協議会	協和支所	☎57-3888